

2022年5月10日

各 位

住 所 大阪府吹田市春日3丁目20番8号
会 社 名 シップヘルスケアホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 太
役 職 氏 名 (コード番号: 3360 東証プライム)
問い合わせ先 専 務 取 締 役 横 山 裕 司
電 話 番 号 0 6 - 6 3 6 9 - 0 1 3 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り定款の変更を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は2022年6月29日開催予定の定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月29日（予定）

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表記すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u> 1. 現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上